

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について（平成31年度当初予算分）

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、平成31年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられます。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源のほか、幼児教育の無償化に要する経費の財源として使用されます。

また、市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、平成31年度の当初予算における社会保障財源化分の用途は、次のとおりです。

※1 なお、平成31年10月の消費税率の引上げ分に係る地方消費税交付金については、平成31年度中に市に交付される額が限定的なものとなるため、平成31年度当初予算には計上していません。

※2 したがって、幼児教育の無償化に要する経費は、対象事業費に含めていません。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額 1,186,000 千円  
 うち社会保障財源化分 517,276 千円

〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 9,196,335 千円

（単位：千円）

区分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉費	1,808,939	801,532	463,201	0	18,995	65,791	459,420
	老人福祉費	85,994	0	0	0	5,033	10,142	70,819
	介護保険費	3,186	0	0	0	364	353	2,469
	児童措置費	951,769	652,635	148,957	0	0	18,812	131,365
	母子福祉費	455,001	149,684	8,155	0	218	37,197	259,747
	児童福祉施設費	204,799	16,990	16,990	106,000	37,351	3,441	24,027
	保育園費	1,454,803	193,952	159,910	44,600	214,227	105,489	736,625
	生活扶助費	1,878,575	1,395,093	44,004	0	18,088	52,786	368,604
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	568,501	87,224	283,127	0	0	24,822	173,328
	介護保険特別会計繰出金	642,758	6,080	3,040	0	0	79,374	554,264
	後期高齢者医療特別会計繰出金	141,156	0	102,597	0	0	4,830	33,729
	後期高齢者医療事業費	524,026	0	0	0	0	65,643	458,383
	国民年金費	282	182	0	0	0	12	88
保健衛生	予防費	128,551	0	0	0	219	16,076	112,256
	母子保健費	250,819	2,065	54,031	0	14,174	22,617	157,932
	健康増進費	97,176	650	2,820	0	14,742	9,891	69,073
合計	9,196,335	3,306,087	1,286,832	150,600	323,411	517,276	3,612,129	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。